

# 可視化の現在 立会いの未来

全事件可視化・弁護人立会い実現に向けて—3年後見直しの場を注視しよう!  
(近時の事案が示した立法事実の存在について)

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部 本部長代行 森 直也

## 1 ● はじめに

2019年（令和元年）6月1日に施行された、刑訴法301条の2（いわゆる「可視化法」）の施行3年後見直しについては、2022年（令和4年）5月31日、その検討を行う協議会（改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会）が立ち上がったものの、現状議論は遅々として進んでいない。主催者である法務省の側に、議論を進め、積極的かつ真剣に「見直し」作業に取り組もうとの姿勢は全く見受けられない（それは、近時の幾つかの、捜査機関・訴追機関の効率的な活動を推進し、被疑者・被告人の権利を制限する方向の立法化には極めて熱心なことと際立った相違をみせている）。しかしこの間も、可視化されていない取調べにおける問題事例は山積している。また、可視化された取調べで、衝撃的ともいえるべき取調べ実態のいくつものが顕わになっている。直近では、犯人隠避教唆罪で起訴され、有罪が確定した元弁護士の江口大和氏が、取調べで黙秘権を侵害されたなどとして国に損害賠償を求めた訴訟の法廷で再生された取調べ映像が公開されたが、そこに映っていたのは、江口氏の黙秘権行使を無視した横浜地検特別刑事部検事による異常な取調べの状況であった。

## 2 ● 河井克行元議員による 大規模買収事件

2019年（令和元年）の参院選をめぐる買収事件で、河井克行元法相から現金30万円を受け取ったとして、公職選挙法違反（被買収）の罪に問われた元広島市議に対し、東京地検特捜部検事は次のような取調べをおこなった。すなわち、検事が元市議に対し不起訴処分の可能性を示唆した上で、現金は買収目的と認めるよう促したのである。このやりとりが、同市議が録音していたテープから明らかになった。元市議の弁

護人によれば、2020年（令和2年）に元市議が検事による任意取調べを受けた際、買収資金との認識を否定する元市議に対し、検事が「認識がないというのは否認になる」「できれば議員を続けてほしい」などと申し向け、さらに元市議が被疑事実を認める調書に署名した後には否定しようとする、「全面的に認めて反省していることを出してもらい、不起訴や、なるべく軽い処分という風にしたい」と述べたという（複数報道による）。これは明らかな利益誘導であり、違法・不当な取調べに当たる。取調べ録音・録画がなされていない任意取調べにおいて、このような取調べが横行していることが強く示唆されるものであり、在宅事件や被疑者に対する任意取調べ、ひいては被疑者だけではなく参考人も含めた全事件の可視化、そして弁護人立会いの必要性を強く裏付ける事件といえよう。

## 3 ● 大川原化工機事件

生物兵器製造に転用可能な機械を許可なく輸出したとして代表取締役らが逮捕・起訴され、後に起訴を取り消された大川原化工機事件について、代表取締役らが国家賠償請求訴訟を提起した。第一審東京地裁は、原告らの請求を認め、警視庁公安部警察官による逮捕および取調べ、ならびに検察官による勾留請求および公訴提起が違法であると認定した。この判決において地裁は、警察官が取調べにおいて偽計を用い、供述者が了解していない内容の記載をした供述調書に署名指印させたことを認定した。判決によれば、同社元取締役に対する逮捕直後の弁解録取書作成の際、警視庁公安部の警部補は、取調べ前に事前に調書を作成しており、それを元取締役に示して署名・指印を求めたという。これに対して元取締役は、社長から指示された方針に基づき輸出したと書かれた部分の修正を警部補に求めたところ、警部補はパソコンで指摘された部分を削除し打ち直す風を装って、「社長らと共謀して無許

可で輸出した」という趣旨の調書を作成した。元取締役は自分の言い分通りに訂正されたものと誤信し、一旦は同調書に署名したが、その後改めて内容を確認した際、自分の言い分と全く異なる内容となっていることに気づき、警部補に抗議し、結局問題の部分を削除した新たな書面が作成されたという（報道による。なお同警部補は、いったん作成した元取締役の言い分と異なる調書を、その後シュレッダーに掛けて廃棄したという）。当該調書作成の態様について、国賠訴訟判決は「欺罔」による調書作成であったと強く非難した。

この事件も、可視化対象外の事件について、違法・不当な取調べによる調書作成がなされた例であり、全事件可視化の実現が急務であることを改めて強く基礎づけるものであった。

#### 4 ● 取調べビデオで明らかとなった 検事の違法な取調べ

2024年（令和6年）1月18日、一本のビデオがYouTubeなどを通じて公開された。そこに映し出されていたのは、取調べにおいて黙秘をする被疑者に対して、担当検事が延々と被疑者を侮辱する言葉を投げかけ続ける姿であった。

同ビデオは、元弁護士の江口大和氏が起こした取調べの違法性をめぐる国賠訴訟の中で、国側から証拠として提出された2時間半弱の映像を約13分に編集したものである（なお、実際の取調べは合計21日、約56時間に及んだとされている）。

公開されたビデオを見ると、横浜地検特別刑事部の検察官が、黙秘権を行使し、一言も話さない被疑者に対して「僕ちゃん」、「お子ちゃま」、「ガキ」呼ばわりし、「うっとうしい」、「どうやったらこんな弁護士ができあがるんだ」、「嘘をつきやすい体質」、「詐欺師的な類型の人に片足突っ込んで」などと申し向け、さらには江口氏の弁護人の活動を侮辱したりする発言をし続けている様子が伺える。このような取調べを見ると、一方で黙秘権は憲法上被疑者に認められた権利と言いつつ、他方で被疑者に取調べ受忍義務があると解釈したうえで、あたかも無制限に取調べの場を設定し続けることができるかのように認識している捜査官の考えが、如何に大きな矛盾を孕んでいるかが改めて顕然となるといえよう。

さらに驚くべきは、このように被疑者を侮辱し、明

らかに黙秘権を侵害する態様でなされている取調べは、録画されていたということである。当然検事もそのことを知った上で、上記態様の取調べを続けていた。すなわち、同検事は、被疑者を侮辱し続ける様々な言葉を投げかけた結果、被疑者が罪を認める供述をしたとしても、それが任意になされたものであると裁判所に認めてもらえると考えていたことになる。恐るべき感覚と言うべきであろう。

江口氏はこのような検事の違法・不当な取調べに耐え、黙秘を貫徹した。しかしながら、一般の人が長期間にわたるこのような取調べに耐えることは至難の業である。すなわち、可視化あればこそ、この事態がリアルに判明したが、単に取調べが録画されているだけでは、まさにリアルタイムでの、このような黙秘権を侵害する違法・不当な取調べは防ぎ得ないことも明白にした。取調べの可視化と共に、取調べへの弁護人立会いが強く求められる所以である。

#### 5 ● 終わりに

上記各事件以外にも、2023年（令和5年）7月8日に当会で開催された市民シンポジウム「ノーモアえん罪！『おはよう朝日です』岩本計介アナと考えるかしかとたちあいの未来」において公開された三重県警による違法取調べ（国賠訴訟において違法認定）がある。2017年（平成29年）三重県で発生したある窃盗事件において、被疑者とされた女性が警察署に呼び出され、その後7時間21分にわたって恫喝を含む違法な取調べに晒された。女性は取調べ状況を密かに録音していたが、そこには警察官が女性を犯人と決めつけ、大声で恫喝する様子が延々と録音されていた。警察官は女性に対して「泥棒に黙秘権はあるか！」とまで言い放った。このような取調べが、21世紀の今日においてもなお行われていることに戦慄さえ覚える。

近時の事例の集積を見てなお、3年後見直しを行う協議会は、かような個々の事例については議論しないなどとして、全事件可視化の実現に向けての検証作業自体、消極的である。取調べの弁護人立会いの制度化については消極的な態度以前に、議論にさえまだ入っていない。そこには、真にえん罪を防ごうとする意欲も信念も、全くない。そのことも踏まえて、我々は、3年後見直しの場がどう展開され、さらに、どのような議論がなされていくかを注視し続ける必要がある。そして、市民の方々にも訴え、正しい過程を踏ませ、しかるべき結論に到達させなければならない。

※1 [https://www.youtube.com/watch?v=XArMxYdhk\\_U](https://www.youtube.com/watch?v=XArMxYdhk_U)